

私たちの要求

中小業者の経営振興と持続可能な社会の実現をめざす基本要

1、日本国憲法の理念を徹底し、国民が主人公の政治・外交・経済政策に転換すること。貧困・格差を拡大し、自己責任によって社会に分断を持ち込む新自由主義的政策をあらため、人間復権と連帯や共同によって持続可能な社会を構築し、地域循環型の経済政策に転換すること。個人の尊厳を尊重し、格差是正、ジェンダー平等の社会を築くこと。多国籍大企業を優遇する経済連携協定の拡大や規制緩和など、日本市場の開放を要求するあらゆる圧力に屈することなく、経済主権を守ること。戦争法（安全保障関連法）を廃止すること。立憲主義を回復し、憲法改悪につながるあらゆる策動を直ちにやめ、憲法の平和的・民主的条項を完全実施すること。

2、中小業者の経営を成り立たせ、賃金引き上げを可能にする適正単価と公正な取引ルールを確立すること。小規模企業振興基本法を踏まえ、すべての自治

体で、大企業の社会的責任を明確にした中小企業・小規模企業振興基本条例を制定すること。産業振興ビジョン等の策定にあたっては、「日本版・小企業憲章」（案）の提案を生かし、小企業・家族経営の役割に対する国民の正当な評価を広げ、小企業・家族経営の経営環境の改善と事業承継への支援政策を具体化・推進すること。農林水産業と中小工業の連携を強め、官公需での地元優先、分離分割発注や制度融資の改善・拡充を図ること。従業者の処遇改善と適正単価を保証する公契約条例を制定すること。住民・中小業者の立場から地域再生を進める「地方版総合戦略」を策定すること。地域経済や国民の生活と健康に重大な影響を及ぼすカジノはつぐらないこと。IR（カジノを含む統合型リゾート）の建設を推進・整備する法律を廃止すること。

3、最悪の大衆課税である消費税の税率を直ちに5%に引き下

げ、廃止すること。消費税の複税率とインボイス制度を中止・撤回すること。キャッシュレス決済の手数料を引き下げる。所得税・法人税を基幹税として「生活費非課税・応能負担」の原則を税制に貫くこと。憲法理念を生かし、税務行政のあらゆる局面で適正手続きを保障する「納税者権利憲章」を制定すること。申告納税制度の擁護・発展へ納税者による自主申告を最大限尊重すること。「結社の自由」を保障し、納税者の自主申告にむけた相談活動への不当な干渉を行わないこと。納税者の自主申告を阻害し、萎縮させる税理士法の不当な拡大解釈をやめること。

4、国は、最低限度の生活のみならず、健康維持や生活改善を求める国民の権利を認め、社会保障向上・増進への義務を果たすこと。社会保障の解体と市場化を狙う「全世代型社会保障」改革を中止し、現在と将来に安心と希望が持てる社会保障制度を確立すること。公的医療の破壊・解体を直ちに中止し、医療従事者数や病床数を増やし、保健所の体制を強化すること。新たなウイルス感染症への対策を

5、災害の復旧・復興は、被災者の暮らしを最優先にし、新たなウイルス感染症の大流行など、経営環境の変化も含めて経営再建をめざす中小業者への直接支援を強化すること。国民の安全を優先するなど、やむを得ない事情により政府・行政が休業や自粛を要請する場合は、影響を受けるすべての中小業者に必要十分な補償を行うこと。その給付申請は簡単・簡潔な方法で、速やかに給付し、非課税とすること。「二重ローン」の解消や店舗・工場の再建から販路確保まできめ細かな支援を継続すること。地域産業の振興と住民主体のまちづくりで、雇用創出を図り、コミュニティを保全しつつ、自治の力を生かし防災システムの確立を図ること。復興予算の流用を根絶すること。復興を口実とした大型開発を行わないこと。

強化すること。国民健康保険制度を社会保障として明確に位置づけ、国庫負担の増額と応能負担への改善で、社会保険料負担を軽減すること。最低保障年金制度を創設すること。病院窓口負担ゼロをめざすこと。社会保障や教育を充実するため、その費用捻出に大企業の社会的責任を果たさせること。

6、住民の生活に影響をもたらす自治体公共サービスの民営化を推進しないこと。商工行政や

地域防災の後退を招く自治体職員削減をやめること。PPP／PFI方式は、水道など住民生活の基盤となるインフラには活用しないこと。民間への業務委託など「行革」の度合いに応じて国が自治体を評価し、地方交付税を増減させる「トップランナー方式」をやめること。市町村を合併・消滅に追い込み、地域格差を拡大する「自治体戦略2040構想」や道州制の導入、都構想はやめ、地方自治の本旨を守り、住民が主人公の地方自治を実現すること。

7、原発を基幹電源と位置づける「エネルギー基本計画」を撤回し、再生可能な自然エネルギー中心の政策に根本的転換を図ること。原発の再稼働をやめ、原発から即時撤退すること。原発の輸出はしないこと。放射性物質の除染と安全確保、仕事・雇用対策に政府が責任を持つとともに、気候変動から地球環境を守るため、温室効果ガスの排出量ゼロを早期に実現すること。火力発電は縮小・廃止し、

輸出しないこと。地域経済の発展、中小業者の経営振興と結んで、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大を一気に進めること。

8、核兵器禁止条約を批准すること。「戦争する国づくり」をやめ、特定秘密保護法、共謀罪を撤廃すること。日米安保条約を廃棄すること。世界に例のない米軍優遇の特権を与えている日米地位協定を抜本的に改定し、米軍への国内法適用や自治体職員への立ち入りを認めさせること。在日米軍基地の再編・強化を直ちに中止し、米軍普天間基地を無条件で返還すること。辺野古新基地建設は直ちに中止すること。先制攻撃型を含むあらゆる軍備増強と自衛隊の海外派兵をやめること。憲法の国際的な先駆性を生かし、自国第一主義や覇権主義、人権侵害を厳しく批判し、国際協調と市民社会の連帯を重視した平和外交を行うこと。小選挙区制をやめ一票の格差是正と民意を正しく反映する選挙制度に改正すること。

一、危機打開をめざし、地域経済振興と経営対策を

- 1、循環型経済を支える中小業者の仕事確保・顧客拡大と承継への支援を
 - ①町工場の単価・工賃水準を調査し、持続可能な経営を展望できる水準まで引き上げる。工場の家賃や機械リース代の補てん、休業補償や雇用維持への支援を強める
 - ②ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金を恒久的で使い勝手の良い制度とし、予算も含めて整備・拡充を図る
 - ③取引先の閉鎖・縮小、産業構造の転換、市民要求や国・自治体の政策などによる経営環境の変化に対応する中小業者への支援を強化する
 - ④住工混在問題の対策を確立する
 - ⑤地球温暖化対策や再生可能エネルギーの開発を奨励し、省エネ・熱源転換への助成制度を抜本的に拡充する
 - ⑥「伝統工芸品産業振興事業」を拡充し、歴史、文化、特性ある産業育成と事業承継への支援に努める
 - ⑦町工場に蓄積された技術を守り、継承する。
 - ⑧営業の自由を守り、小売・サービス・料飲業への経営支援を強めること
 - ⑨商店街の魅力を高めるため、商圏内の消費者意識調査を支援する
 - ⑩空き店舗と空き地の活用を促進する
 - ⑪宅配サービスや高齢者向け事業など新たなサービス展開、料飲オリエンテーリングなどの共同イベントへの助成制度を確立する
 - ⑫卸売市場の公共的機能を守り、中小卸売業の品ぞろえや物流、商品企画・開発を支援する

⑤風俗営業適正化法(風営法)の適用からスナックを除外し、法を逸脱した立ち入りなど不適切な運用をやめる。「夜の社交場」としての料飲業者の営業の自由を保障する

⑥新規開業やフリーランスを支援する仕組みを拡充する。

(3)環境保全や地域防災を担う建設・土木工事への経営支援を強めること

①「商店・店舗・工場リニューアル助成制度」を創設する

②「小規模修繕契約希望者登録制度」を実施・拡充する

③「住宅リフォーム助成制度」を創設・継続し、補助金の支給や申請手続きの簡素化を図る

④地域の防災協定を充実させ、重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成を強める

⑤住宅生活基本法や社会資本整備総合交付金を積極的に活用し、地元建設業が地域防災を請け負う体制を維持できる仕事量確保する。自治体は後継者育成に力を入れる

⑥各種制度の活用にあたっては税金完納を参加資格要件から削除する。

2、社会保険・官公需を改善し、災害からの生活再建支援を

(1)雇用の継続、最低賃金を保障する中小業者への支援を強めること

①最低賃金の引き上げ分に見合う直接支援を行う

②国の措置で小規模事業者の社

会保険料の事業主負担や、そこで働く従業員の負担を軽減する

③大企業が社員を非正規・派遣に切り替えることをやめさせ

る。大企業に相応の社会保険料や国保料・税への拠出を求める

④中小業者の社会保険料の延滞金を軽減し、雇用調整助成金を活用する事業所の延滞金を免除する

⑤雇用調整助成金の申請手続きの簡略化を図り、概算払いを行うなど、仕組みを改めること

⑥中小業者が外国人労働者を雇う場合、必要な支援を行う。

(2)社会保険制度を改善すること

①社会保険料率の賦課方式を定率から、応能負担による累進方式に改め、上限を引き上げるとともに中小企業の料率を引き下げ

②政府と自治体は、賃上げや従業員を増やした小規模企業、あるいは、創業後5年未満の小規模企業に対して、社会保険料を一定額軽減する

③社会保険料の減免制度を創設する。特に大規模災害時には国費助成による減免を実施する

④協会けんぽの国庫補助率を本則の20%に引き上げる

⑤払える額での分割納付を認め、強引な徴収を行わない。法律で定める「納税緩和制度」の周知徹底と、年金事務所に申請書類を完備し、納付相談に誠実に対応する

⑥日本年金機構を国の機関に改

組し、社会保険制度の公的責任を明確にする。

(3)中小業者支援の官公需政策を抜本的に拡充すること

①中小企業向け発注目標額を着実に達成し、中小企業の受注分野への大企業の参入を規制する

②随意契約の範囲拡大について自治体の判断を国は尊重する

③「担い手3法」(公共工物品質確保促進法・建設業法・公共工事入札契約適正化法)を踏まえ、受注者が「適正な利潤」を確保できるように発注者は適正な予定価格の積算に努める。「歩切の根絶」をはかり、公共工事の担い手の確保を図る

④発注者責任を明確にし、工事代金や賃金の未払いを防ぐ

⑤下請業者に法定福利費がゆきわたる環境整備をすすめる、社会保険料負担を軽減する

⑥社会保険の加入を建設業許可の要件にしない

⑦従業員5人未満の事業所など加入義務のない小規模業者への社会保険加入強要をやめさせる。

(4)公共事業を地元優先・福祉充実・環境保全・防災重視にすること

①耐震診断助成を地元中小企業優先で実施し、災害時の避難場所の耐震補強を国の責任で直ちに行う

②指定管理者の議会への事業報告を義務付け、事業者選定で地域中小企業の採用優先枠を設定する

③公共施設や住宅の修繕で、地元産木材、瓦などの利用や地元工務店・大工への発注を奨励する

④民間の住宅や集合住宅で省エネ・断熱の取り組みを前進させる補助制度を創設する

⑤災害からの復興関連事業を地元の雇用創出と生業の再建に生かす

⑥インフラ整備、復興公営住宅建設などで、地元中小業者への発注や被災住民への雇用を優先する

⑦入札最低価格を適正な利潤を確保できるものにする

⑧工事における元請け責任を明確にし、下請け代金は現金払いを基本とし、手形払いの短縮に努める。「ピンハネ」やダンピングを防止する

⑨店舗・工場など事業用資産の再建への直接補助を抜本的に拡充する。

(5)災害からの生活再建策を拡充し、防災を強めること

①「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の上限額を500万円に引き上げ、半壊・一部損壊にも適用する。被災者への特例措置を阪神・淡路大震災まで遡及適用し、営業と生活の再建を支援する

②災害救助法を改正し、プライバシーに配慮した避難所運営を行う。罹災証明の発行を迅速化し、住宅応急修理制度の拡充で被災者負担をなくす。食品供与額を引き上げ、被災者に十分な

食料が届くようにする。応急仮設住宅の建設に当たっては、地元建設業者の活用を図り、地域の気候風土に適合させる。仮設住宅の供与期間は被災者が望む限り延長する

③浪費型工事などに偏った国土強靱化法は見直し、自治体主体の復興支援策に改める

④国・自治体は災害に備え、地域防災・減災計画を確立する。消防力や避難の設備改善、監視・観測体制を強化し、危険箇所や河川等の整備などの取り組みをすすめる

⑤借り上げ復興公営住宅など期限を区切って被災者を仮設・復興住宅から追い出す措置をやめる。

3、中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

(1)金融円滑化にかわる日本版・地域再投資法を制定し地域経済振興と資金繰りの円滑化を図ること

①税金滞納や過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあっても融資への道を閉ざさずに親身な相談に応じる

②金融機関は事業者の円滑な資金供給に努めるようにする。「事業性評価融資」では、どうすれば融資が可能かを具体的に積極的に助言し、コンサルタントとしての役割を発揮する

③カードローンなど高利のプロパー融資を優先せず、小規模事業者向けの保証および、創業関

連保証を積極的に活用する

④株式会社日本政策金融公庫は利益追求ではなく、中小業者支援での公的金融の役割を果たし、貸し付け条件を緩和する

⑤公的金融を縮小するあらゆる策動をやめ、役割発揮を強める。

(2)被災業者への金融支援を抜本的に強めること

①被災中小業者が抱える既往債務を凍結する

②返済凍結や債務免除、積極的な新規融資など金融機関の役割を促す

③被災中小業者を不良債権扱いしない対応を徹底し、再建融資は無利子で行う

④「二重債務問題」解消のための産業復興機構、産業復興相談センターの連携を強め、ワンストップで迅速な問題解決を図る。

(3)預貸率を引き上げ、中小企業向け貸出残高を増やすこと

①信用金庫・信用組合など、中小業者への金融仲介機能を担う地域金融機関を守り、経営を脅かす低金利政策をやめる

②地域金融機関は中小業者の再生と経営支援、地域貢献を推進し、監督を都道府県に移管する

③「経営者保証ガイドライン」の小規模事業者への適用を進め、担保や人的保証に依存しない融資慣行の普及に努める

④中小業者への融資審査で、税金完納要件を廃止するとともに、業種、年齢、性別、経験年数による差別をやめる。

(4)無担保・無保証人融資制

度を創設・拡充すること

①「資金繰り円滑化借換保証融資」制度を自治体で創設する

②特別小口保険(無担保・無保証人融資制度)を全額保証に戻すこと。同保険の要件を緩和し、他の保険利用者も併用できるように改善する。保証限度額の拡充を積極的な資金供給に生かす。

(5)「責任共有制度」の拡大をやめ、全額保証に戻すなど信用補完制度を充実すること

①「中小企業の信用力を補完する」という信用保証理念に基づき、事業の持続的発展や事業承継など、中小企業のニーズに対応した施策を拡充する

②セーフティーネット保証を拡充し、5号(不況業種認定)の全額保証と全業種指定を復活させる

③危機関連保証の適用期限(原則1年、最大2年)を延長する

④保証協会と金融機関が連携を強め、経営支援にあたる

⑤自治体独自の損失補償施策を尊重し普及する

⑥保証協会への出捐金などを増額し、財政基盤の安定を図る

⑦財務・会計基準に応じた保証料率での差別は撤回する

⑧債権放棄による経営再生をめざす「制度融資損失補償制度」を確立する。

(6)多重債務救済の支援を拡充し、整理回収機構(RCC)は強引な債権回収をやめること

①貸金業法および利息制限法の上限金利を引き下げる

②利息制限法4条の賠償額予定制限を引き下げ、遅延損害金を名目にした高金利をなくす
 ③金融機関は「カードローン」など高利商品の販売やサラ金との提携や出資をやめる。大手不動産会社と連携した「サブリース」など借り手の利益を顧みない貸し付けをやめる
 ④サービサー法を改正し、売却価格の開示や回収上限の設定、連帯保証人への回収禁止を義務付ける。

限)の発動で、地場産地を守る
 ⑦大企業の海外生産と国内製造業の知財流出を規制し、産業空洞化に歯止めをかける。
 (2)建設工事では、下請けや労働者の「適正な利潤」を保障すること
 ①事故があつた場合は発注者と元請けの責任で未払い代金や賃金が支払われる仕組みとする
 ②未払い代金の立替払いを拒否する元請け建設業者に対して建設業法に基づく警告を徹底して行う

公正な取引ルールを確立すること
 ①米、薬、酒などの流通への参入規制緩和を改め、住民生活の利便と健康を守る。ミニマムアケセス米の輸入は廃止する
 ②食品の安全を確保する中小業者への支援を強める
 ③理・美容やクリーニングなど生活衛生関連業の資格条件を順守し、国民の安全・衛生を確保する
 ④書籍、新聞、CDなどの再販制度を守り、出版や音楽の文化を健全に発展させる
 ⑤音楽文化の健全な発展のため、著作権使用料の徴収での行き過ぎた行為をやめる。小規模事業者の免除規定をもうける
 ⑥FC加盟店と本部との公正な取引の確立へ、契約内容の禁止条項の明文化、ロイヤルティーの適正化などを盛り込んだ「フランチャイズ適正化法」(仮称)を制定する。FC加盟店の経営権を確立する
 ⑦住民の生活環境が守られるよう、違法民泊の取り締まりを強化し、住宅宿泊管理者や住宅宿泊仲介業者の指導・監督を徹底する

否をやめる
 ⑩郵政民営化路線を転換し、生活に不可欠なユニバーサルサービスを守る。郵便物の第3種、第4種の割引制度は維持する。
 (4)まちと中心市街地の荒廃に歯止めをかけること
 ①「まちづくり会社」など民間コンサルタントに地方の活性化策を丸投げせず、住民と自治体が主体となる「まちづくり」をめざす。コンパクトシティの名による再開の押し付けはやめる
 ②中心市街地や商店街の活性化の計画に支障をきたす大型店の出店は原則禁止する
 ③小売商業調整特別措置法を活用し、「大規模小売店舗立地法」にある「地域的な需給状況の勘案」の禁止条項(第13条)を廃止する。大型店の深夜営業を規制し、地域住民の安全と健康を守る生活環境を確立する
 ④商圏が複数の自治体にまたがる大型店について、国・都道府県による規制・調整システムをつくる。大型店の撤退を規制するガイドラインを設ける。

(5)大企業の利益を拡大する働き方をやめさせ、規制緩和・働き方改革を促進すること
 ①人工知能(AI)やビッグデータなどの最先端技術を悪用し、国民監視の強化につながるスーパーシティ構想の具体化はやめる
 ②フリーランスに対する優越的地位の濫用をやめさせ、適正単価を保証させる

③時間外労働に対する割増賃金の増額や同一労働・同一賃金の実現など働き方改革に対応しようとする中小業者を支援する
 ④内閣主導を進める構造改革特区は廃止する
 ⑤住民生活や中小業者の営業を脅かす規制緩和はやめる
 ⑥種子法の復活と種子条例の制定で地元農産物と農業を守り食料自給率を向上させる。種苗法を改悪しない。

②家電製品や容器のリサイクルについて、製造大企業の負担を引き上げ、中小資源回収業者などへの支援を強化する。メーカーの責任でマイクロプラスチックのゼロをめざす
 ③自動車製造部品のリサイクルについて、既存の自動車販売・整備・解体関連の中小企業が持つ技術・技能、サービスを生かす
 ④中小業者の産業廃棄物や建設業者の残土残材処理が円滑に行えるよう、処理費用の負担を軽減するとともに、地域に最終処理場を設置する
 ⑤国と原因企業の費用負担でアスベスト被害救済、危険物の撤去・回収・廃棄を行う。「石綿健康被害救済法」を改正し、認定枠を拡大して救済補償額を引き上げ、労災未加入で作業に携わった中小業者・一人親方にも労災並みの認定と補償を行う
 ⑥「大量生産・大量消費・大量廃棄」「24時間型社会」などエネルギー浪費社会を抜本的に見直し、自然・環境破壊につながる大型開発はやめる。

4、公正な取引ルール確立と業種・問題別対策を
 (1)製造業等の取引で、大企業の横暴を規制すること
 ①下請2法(下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法)を厳格に運用するため、下請検査官を増員し、立ち入り検査を強化する
 ②下請2法における元請けと下請けの関係基準について取引実態を踏まえ改正する
 ③合理性のないコスト削減の要求は「公正な取引方法」として規制するとともに、「優越的な地位の濫用」として積極的に取り締まる
 ④書面保存期間を5年に延長し、未払い代金や減額代金の返金で原状回復と被害救済を図る
 ⑤違反企業への課徴金などの罰則を強化するとともに、被害救済の違反金制度(被害額の3倍等)を創設する
 ⑥「セーフガード」(緊急輸入制限)の発動で、地場産地を守る

③「公共工事設計労務単価」(2省協定賃金)の策定方法を見直し、熟練労働者の標準生計費を基準に「当該地域の同種の職業、産業労働者の賃金を下回らない」ようにする
 ④各発注機関は小規模事業者の受注機会確保に配慮し、設計と業務及び施工の分離発注、工事種別・規模に応じた分割発注に努め、応札者の負担を軽減する入札手続の簡素化を図る。発注者責任を形骸化させるCM方式(発注者代行制度)は、やめる
 ⑤中小工事への大手の参入を規制する「条件付き」一般競争入札の普及を図る

⑥建設労働者に最低賃金を保障する公契約法・公契約条例を国と自治体で早期に成立させる
 ⑦建設キャリアアップシステムへの未登録や社会保険未加入を口実にした現場からの排除をやめる。
 (3)小売・サービスの取引に、

「乗合い申請」への不当な拒否をやめる
 ⑧低単価・長時間労働を強いられる軽貨物事業者の経営改善を支援する
 ⑨損害保険代理店への手数料「ポイント制度」を是正させ、一方的な減額をなくす。契約者に最適な商品を提供できるように「乗り合い申請」への不当な拒

③時間をなくし、環境保全とエネルギー政策の転換を
 (1)原発の再稼働、新增設を中止・撤回し、再生可能エネルギーの活用を推進すること
 ①原発をなくし、再生可能エネルギーの活用を広げる「原発ゼロ基本法案」を制定する。廃炉技術を確立し、再生可能エネルギーの利用を促進する条例制定を促す
 ②高速炉開発やプルサーマル計画は中止し、核燃料サイクルを根絶する。放射性廃棄物(核のごみ)の処分場を自治体や地域に押し付けない
 ③風力、地熱、小型水力、太陽熱・光、バイオマス、水素(燃料電池)など再生可能エネルギー源の開発と利用を促進する。自然破壊や住民生活に支障となるメガソーラーを規制する
 ④市民向けの再生可能エネルギーの固定価格制度を国の責任で維持・拡充するとともに、省エネ・断熱・熱源転換への設備投

資や促進を支援する
 ⑤東電は破たん処理し、福島原発事故の収束をはかる。汚染水の拡大を阻止し、海洋・大気への放出はしない。完全賠償・除染を国の責任で行い、営業損害賠償の打ち切りをやめ、復旧・復興、住民の生活となりわいの再建を国が責任を持って行う。賠償金は課税対象外にする
 ⑥原発温存の予算を廃止する。電力会社に電気料金の算定根拠を公開させるとともに、あらゆる経費に独占的利潤を上乗せする「総括原価方式」は廃止する
 ⑦発送電分離、送電インフラ整備など電力の完全自由化への改革をすすめる
 ⑧原発・火力発電への融資を中止する。

(2)地球温暖化・環境リサイクル問題を、国と大企業の責任で解決すること
 ①温暖化ガスの排出量の3分の2を占める発電所、大工場など産業界に削減目標と削減義務を課す。20%を占める自動車の排出量削減政策を進め、道路政策、都市計画を抜本的に転換する

二、消費税率を引き下げ、税金・社会保障対策を

1、最悪の大衆課税である消費税率を引下げ、複
 (1)消費税率を引き下げ、複
 ①消費税は「預かり金」でも「預り金的」「預かり金的性格」でもないことを認め、「益税」宣伝を撤回する
 ②転嫁対策特別措置法を厳格に

運用し、消費税の値引き強要など不公正な取引をやめさせる。

(2) 消費税の免税点を引き上げ、納税実務の負担を大幅に軽減すること

①免税点は年間売り上げ3000万円、簡易課税は適用上限を2億円とし、総額表示義務を直ちに廃止する

②納税実務に関して「資金・時間・心理」のあらゆる負担を軽減し、記帳要件を大幅に緩和する。帳簿および請求書などの「保存義務」を軽減する。課税期間の売り上げが免税点以下の場合

は非課税にする。課税事業者、簡易課税の事前届け出を廃止し、申告時に選択できるようにする

③仕入税額控除の否認は、実額課税も取引の実態も無視した最悪の二重課税であるとともに、「課税の累積を排除する方式による」とした税制改革法第10条

にも違反しており、廃止する

④公共入札・指名願などの条件から消費税の完納証明添付を外す

⑤消費税の「輸出戻し税」は廃止する。

2、大企業優遇を是正し、生活費非課税・応能負担原則の徹底を

①所得税に応能負担原則を徹底すること

②所得税は「能力に応じた公平な負担」の原則を貫く総合累進課税制度とし、高額所得者・大資産家への特権的優遇税制を廃止・是正する。所得税率の平準化をやめ、高額所得者に対する

最高税率を引き上げる。所得税・住民税は1989年の水準(65%)に、相続税は2002年の水準(70%)に戻す

③高額所得者・大資産家優遇の損益通算の特例は行わない。高額の配当や株取引への課税は当面30%にし、分離課税をやめる

④事業主、家族従業員の働き分(自家労賃)を経費として認め(自家労賃)を認め

る。女性差別撤廃条約の「差別法規」に当たる所得税法第56条は廃止する

⑤電子申告や電子帳簿などの義務化はしない。申告形態や記帳方法によって控除額などを差別しない

⑥個人事業主等の事業承継を支援する観点から、相続税の定額控除に5000万円の専従者枠を設ける

⑦申告納税制度の本旨を守り、記帳義務を要件にした経費の概算控除制度の導入は断じて行わない

⑧介護認定者には申請の有無に関係なく、障害者控除が適用されることを周知する。

(2) 法人税などに応能負担原則を徹底すること

①大企業に適用する法人税を累進課税とし、最高税率を引き上げる。当面、消費税導入前の42%に戻す

②大企業への特権的優遇税制を廃止・是正する。連結納税制度の損益通算や企業分割税制をやめ、連結付加税を復活させる。

大企業への受取配当金益金不算入および貸倒引当金など各種引当金制度を廃止して縮減する。研究開発減税は、適用対象の資本金上限を設け、中小企業

の支援を強化する。内部留保を増やす大企業の繰越欠損金は縮小・廃止にする。投機への適正課税を実施する

③多国籍企業の「課税のがれ」を防止する国際的な課税強化に協力し、法人税引き下げ競争をやめさせる

④人格なき社団に対する原則非課税を堅持する。

(3) 地方自治の本旨を踏まえ、地方税財政を拡充すること

①地方交付税による自治体財政の充実を図るとともに、地方間の格差を是正する財政調整制度を尊重し、すべての地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を確保する

②地方自治体への税源移譲は、地方への事務配分に見合った規模を確保する。自治体財政健全化法による、画一的な自治体財政の統制をやめる。住民生活や中小業者の経営に悪影響となる

法定外目的税の導入を規制する

③住民税の人的控除の縮減・廃止は、国保料・税や保育料などの負担増にもなるため、行わない。住民税の税率を累進制度とし、一律10%の税率を所得200万円以下については当面、5%に戻す

④大企業の法人事業税を拒税力に見合せて引き上げる。外形標準課税は中小法人には導入しない。赤字中小法人に対する地方税の均等割額を引き下げる

⑤個人の住宅、中小業者の店舗・工場など、小規模な土地・建物の固定資産税、都市計画税を大幅に引き下げる。200平方メートル以下の住宅への軽減措置を店舗、工場および事業用地にも適用する。事業用資産について、経済的理由による減免制度を確立する。合併による都市計画税の安易な一律課税はやめる

⑥大工場など、大規模な土地・建物への固定資産税、都市計画税は、資産と所得を勘案し、引き上げを図る。軍事基地、軍人・軍属への特権的優遇はやめ、適正に課税する

⑦償却資産税の免税点を1点100万円、総額で1000万円まで引き上げ、低所得者への減免制度を確立する。小規模な再生可能エネルギー活用設備は免税にする

⑧個人住民税の普通徴収の適用範囲を拡大するとともに、特別徴収への移行を強制せず事業者が選択できる規定を設ける。

(4) 被災者への負担を軽減する税制等の措置を拡充すること

①被災者が受ける雑損控除に関して、煩雑で範囲の狭い被害額算出の簡便法を見直し、被災者が算定した概算額を認める。被災者の心情にも配慮し、被災状況・資金状況を的確に把握する

②復興特別所得税は廃止する。応能負担原則により被災地の復興、被災者の生活再建に資する予算を拡充する。

3、「納税者の権利憲章」を制定し、民主的な税務行政を

(1) 憲法理念に基づく納税者権利憲章を制定すること

①経済協力開発機構(OECD)加盟国で、日本にだけ確立されていない「納税者の権利憲章」を、国民合意で早期に制定する

②全商連が提案する「納税者の権利憲章」(第2次案)を生かして、調査から徴収、不服審査、裁判に至る税務行政の適正手続きを盛り込む。

(2) 納税者の権利を尊重し、人権を蹂躪する税務調査を行わないこと

①不要不急の税務調査は慎むこと。調査時間も必要最小限度にとどめ、納税者の生活状況や健康状態にも最大限配慮すること

②増額更正を原則5年とはしない。5年、7年さかのぼる不当な修正申告の勧奨や同業組合ぐみの押し付け課税はやめる

③「手続きの透明性及び納税者の予見可能性を高め」「納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分に認識した上で、法令に定められた調査手続きを遵守」すると改定された国税通則法の趣旨を署員に徹底する。事前通知(国税通則法74条の9)は書面で行う。例外規定(同74条の10)を適用する場合、その理由を納税者に明らかにする。「提出物件の留め置き」(同74条の7)の適用は最小限にし、強要しない。納税者の提出物(コピーを含む)の返還要求には直ちに応じる

④7年分の更正処分や重加算税を強要しない

⑤事前調査をやめる。法定外文書や「呼び出し」「お尋ね」などの乱発をやめ、行政文書で納税者を呼び出し、事前通知のない調査に移行することはやめる。「収支内訳書」「法人事業概況説明書」の提出を強要しない

⑥税務署員による「質問応答記録書」の法的根拠はなく任意であり、作成や押印の強要をやめる

⑦税務運営方針や第72国会決議を厳守し、事前通知、調査理由の開示を文書で行う

⑧納税者の承諾なしの反面調査や情報照会手続きは行わない

⑨客と偽って店内などを探る「内観・おとり調査」や納税者を尾行・監視する「動向確認」は、納税者のプライバシーを侵害する違法な手法であるため、行わない

⑩国会人を理由とした調査拒否や消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消しを行わない

⑪調査終了手続き(国税通則法74条の11)で、更正・決定等すべき場合は調査結果の内容(金額、理由含む)を書面で説明する

⑫国の課税権の乱用から国民の権利擁護を図るとして税法の目的を厳守し租税罰則の強化は撤回する。懲役・罰金など刑事罰と各種加算税など行政罰との二重制裁を是正し、加算税、重加算税の課税要件を明確化する。

(3) 不服審査や税金裁判を納税者の権利救済にふさわしくすること

①審査請求から裁判の確定までは、延滞税、加算税などをかけない。権利救済の趣旨に照らし罰則付きの質問検査権による再調査は行わない

②原処分庁の提出書類や担当審判官が所持する証拠書類について例外なく、請求人または参加人が閲覧・コピーできるようにする。審理手続きにおける「処分庁に対する質問」は文書だけでなく、口頭による納税者の主張の把握ができるようにする

③国税不服審判所を増やし、審判官は審査機関の独立性と中立性、公平性を確保するため、任用基準を定めて公表する。財務省・国税庁人事から切り離し、第三者性を高める

④裁判官と訟務検事の人事交流

(判検交流)をやめる。国税庁など課税庁から裁判所への職員
の任用制度を廃止する。
(4) 徴収行政の抜本的改善を図ること

①徴収手続は、中小業者の生活
再建と事業再生支援に役立つ
よう、運用の抜本改善を図る。
滞納整理に当たっては、納税者
の生存権的財産の処分を禁止
し、差し押さえ禁止財産の範囲
を拡充する。売掛金や年金、東
電の損害賠償金の差し押さえを
やめ、生命保険金の強制解約や
先日付小切手の強要をしない。
差し押さえ禁止財産が振り込ま
れた預金口座の差し押さえを禁
じるガイドラインをつくる

②経済的理由による納税緩和措
置を認める。執行停止にも申請
権を認める。「申請・添付書類の
整備」「不許可事由の整備」と
して納税者の活用制限を設け
ない。納税誓約の強要はしない
③滞納者の財産調査は本人の同
意に基づき、必要と認められる
範囲にとどめる

④源泉所得税は徴収義務者に無
報酬で天引きさせ、納税しきれ
なければ自己の財産を強制徴収
されるという過酷で不合理性を
持っていることを踏まえ、差し
押さえはしない。納税の猶予も
認める。延滞金はつけない

⑤「租税回収機構」などの事務
組合、広域連合に対し、自治体
の監督責任を明確にすることも
に、権利救済規定を設ける。法
的根拠を持たない徴収機構は解

散する

⑥延滞税・延滞金を引き下げ、
免除措置を拡充する。予定納税、
中間納付に延滞税はつけない。
本税を全額納付し、かつ延滞税・
延滞金を納付することが困難な
場合は、ただちに滞納処分の執
行を停止する

⑦憲法違反の「共通番号(マイ
ナンバー)制度」の利用拡大は
やめ、廃止する。番号を含む個
人情報の提供を原則禁止(番号
法19条)にしており、公安警察
などへの情報提供を例外扱いす
る施行令は撤廃する。個人情報
の流出や、第三者の成りすまし
による悪用などの危険もあり、
共通番号としての行政の活用に
制限を設けるとともに、民間活
用は行わない。個人情報プロ
ファイリングされない権利や忘
れられる権利を保障する。マイ
ナンバーカードの所持・不所持
によって行政サービスが受けら
れないなどの不利益を禁止する

⑧KSK(国税総合管理)シス
テムやe-Tax(電子申告)
による、法的根拠のない実務の
押し付けや納税者情報の収集は
やめる

⑨情報公開法を適正に運用し、
納税者本人への情報公開や税務
行政の透明化を図る。

(5) 税理士法を改正し、税理
士が納税者の自主申告権を擁
護・発展させ、真に「独立・公正」
な立場を貫けるようにすること
①税理士の業務を有償独占に限
定する

②税理士・税理士会に弁護士・
弁護士会と同様の団体自治を認
め、国家権力から独立した地位
を与える

③税務署の退職者に対する特権
的な顧問先のあっせんはやめ
る。

4、いのちと健康を守る社会保
障の充実に

(1) 国民健康保険制度を改善
すること

①国民健康保険加入者全員に保
険証を発行し、受療権を保障す
る。国の医療費抑制政策をやめ
る。都道府県に国保の財政運営
の責任を持たせ、市区町村の権
限を維持・拡充する。統一保険
料は導入しない。資格証明書・
短期保険証の発行を直ちにやめ
る。国保法9条を改正し、国保
料・税を払いきれない加入者の
生活実態の把握に努め、生活再
建を支援する

②国保への国庫負担を総医療費
の45%に戻すとともに、応能負
担原則を適用し、均等割・平等
割を廃止するなど「払える」国
保料・税にする。国保料・税の
引き下げのための一般財源から
の繰り入れを実施・継続する

③生活保護を基準に減免措置を
拡充し、滞納差し押さえはやめ
る
④国保法44条の医療費の一部負
担金の減免制度や、同77条の減
免制度に対する国庫助成を拡充
し、周知徹底する
⑤国保加入者に対して、個人

業主や被用者など加入者の職業
に関わらず、傷病手当、出産手
当を強制給付とする

⑥国保運営協議会は、住民生活
の実情を理解した委員を構成員
にし、国保加入者が意見を述べ
る機会を保障する

⑦年金給付から国保料・税や住
民税の天引きは中止する。

(2) 医療制度を改善すること

①医療を年齢で差別する「後期
高齢者医療制度」は即時廃止し、
元の高齢者医療制度に戻す。国保に
加入する自営業者の扶養者にも、
所得割軽減の緩和措置を実
施するとともに、通院治療の「定
額払い・包括払い」をやめる

②医療改善をやめる。高齢者と
子どもの医療費を無料化する。
当面、受診時定額負担の導入は
やめ、70・74歳の窓口負担2割
を1割に戻す。高額療養費の現
物給付は入院と通院を合算す
る。入院時の食事費、居住費は
無料に戻す

③患者負担を増やす「混合診療」
を拡大しない
④協会けんぽの本人10割給付を
復活する
⑤公立・公的病院の再編や縮小、
民営化、保健所つぶしをやめ、
紹介状なしの大病院受診の別途
負担をなくす。自治体検診、地
域医療を国の責任で拡充し、病
床削減をやめ、夜間の救急外来
を増やす
⑥大規模災害時の窓口負担は免
除する
⑦無料低額診療を行う医療機関

への支援を行う
⑧大規模災害時は国の責任で医
療機関を支援してその経営安定
を図り、国民の受療権を保障す
る。

(3) 健診を促進し、助け合い
共済を守る

①無料健康相談・健診制度など
の施策を拡充し、特定検診を自
治体の基本検診に戻す。国・自
治体の責任で再検診を促進する

②保険業法・再改定で、広範な
自主共済が存続できるよう監督
指針の運用を緩和する。助け合
い共済の団体自治に対する干渉
はやめる
③在日米商工会議所などによる
不当な「共済市場の開放」要求
に対しては断固抗議し、撤回さ
せる

④福島原発事故の放射能被害に
対する心と身体の健康調査・検
診を被災者の費用負担なしで広
く実施する。母性と子どもへの
影響を継続的に把握し、万全の
健診・医療体制を早急に確立す
る。

(4) 介護保険法を改正し、公
的介護保障を確立すること
①介護施設入居者の食費・住居
費の全額自己負担を中止する。
国庫負担を増やし、利用料は無
料にし、保険料は低額に抑える
など制度を改正する。要支援の
介護保険を元に戻す。ケアプラ
ンの有料化はやめる
②保険料を払いきれない世帯に
対する給付制限や制裁はやめ
る。高額介護費用の償還払い制

度はやめ、受領委任払い制度に
する
③特別養護老人ホームなどの待
機者を出さない。要介護度での
入所制限を行わず、公的な介護
施設の増設やホームヘルパーの
増員など、財政措置の抜本的な
強化を図りながら、介護制度を
拡充する

④介護職員処遇改善加算を継続
する。介護報酬を出来高払いに
加え、介護事業所の運営および
介護職員の生活を支える人員割
払いを創設する

⑤介護者の精神的ケアや緊急時
の代替えなど行政支援を強化す
る
⑥障害者総合支援法は廃止し、
支援費を引き上げるなど助成を
拡充する

⑦大規模災害時には国の責任で
介護施設を支援して経営安定を
図り、国民の介護を受ける権利
を保障する。
(5) 年金改善をやめ、安心し
て老後が暮らせる制度を確立す
ること

①年金積立金を計画的に活用
し、債券や株など投機的な運用
をやめ、国民年金保険料の引き
上げを中止する
②すべての国民に全額国庫負担
で月額8万円の「最低保障年金
制度」を創設する
③国民年金の支給額を月14万円
に引き上げ、年金支給開始年齢
を60歳にする
④厚生年金の改善をやめ、支給
開始年齢を60歳に戻すことも

に、中小業者の事業主負担を軽
減する。厚生年金保険料の算定
基準である標準報酬月額の上限
を引き上げる

⑤年金給付の削減を目的とした
マクロ経済スライドを中止する
⑥振り込まれた年金の差し押さ
えは行わない。納付が困難な年
金保険料滞納者への差し押さえ
はやめる。

(6) 労働保険を改善すること

①労災補償への国庫負担を増や
し、小規模事業所の労働保険料
率を引き下げる。すべての業種
で中小業者と家族従業員が労災
保険に加入できるようにする
②労災未加入事業所の従業員の
労災補償を、事業主が全額自己
負担する制度は撤回する

③工事現場などでの労働災害に
対し、親企業は下請け業者の労
災補償を行う。労災認定基準や
給付内容を改善する
④雇用保険の短期特例一時金の
削減をやめ、90日分の支給に戻
す。併せて季節労働者への支援
を強化する。積雪寒冷地域で実
施していた冬期援護制度を復活
する

⑤一人親方労災組合の設立と加
入条件を緩和する
⑥労働保険料と社会保険料の徴
収一元化計画は撤回し、労働保
険事務組合の育成を図る
⑦労働保険事務組合に法人課税
をしないこと。
(7) 生活を保障する制度を拡
充すること
①休業を余儀なくされるなど、

経営と暮らしの危機に直面する中小業者の最低生活を保障し、営業再開を支援するよう生活保護法を「所得保障法」に改正する

②親族に扶養を押し付ける扶養照会など「水際作戦」をやめ、申請の権利を保障し、制度の周知徹底を自治体に義務付ける

③高齢加算、生活扶助基準を元に戻す

④生業扶助の生業費(生業を営むのに必要な資金や器具・資材の購入費)の限度額(現行4万6000円)を引き上げる

⑤休業からの再チャレンジができる「廃業扶助」を設ける

⑥生活保護の「有期化」など改善はやめる

⑦生活福祉資金を中小業者の生業と暮らしを支える制度に改善する。申し込みから実行までの期間を短縮し、謝絶の際は理由を明確にする

⑧国や自治体が支給する給付金は、国内で生活するすべての人に届けること。支給や補償は世帯単位ではなく、個人単位に行う

⑨大規模災害で休業、失業を余儀なくされている場合に、財産調査なしに緊急に生活保護の給付を行う。

三、憲法を守り、平和・中立・民主の日本を

1、立憲主義、民主主義、平和主義を擁護すること

①憲法審査会の活動を中止し、「憲法改正国民投票法」に基づく一切の策動をただちにやめる

②集団的自衛権は行使しない。2014年7月1日の閣議決定は撤回する。緊急事態条項の検討を行わない

③国家安全保障会議(日本版NSC)関連法は直ちに廃止する。

④「国家安全保障局」は解体する。「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱(防衛大綱)」の策定は行わない

④集会・結社・表現の自由を脅かす「共謀罪」、国税通則法の「扇動罪」を即時廃止する

⑤選挙活動における言論、文書、宣伝活動などを規制しない

⑥政党助成金をただちに廃止する。企業・団体による政治献金を禁止し、政官・財の癒着を正す

⑦自治体職員思想調査を直ちにやめる。自治体首長は憲法・地方自治法を堅持し、憲法違反の条例を制定しない

⑧権力による行政の私物化はやめる

⑨公文書は法律に基づいて適切に管理し、偽造、改ざん、廃棄、隠ぺいなどの違法・不当行為はしない

⑩マスメディアへの政治的介入をやめる

⑪「ハイトスピーチ対策法」に

基づき、特定の人種や民族に対する差別的言動の解消を図る

⑫性や国籍、人種・民族などの多様性を認め、差別しない。性暴力、DV(ドメスティックバイオレンス)などを許さない社会にする。セクハラ、パワハラなど、あらゆるハラスメントを根絶する。

2、日米安全保障条約を廃棄し、平和友好条約を締結すること

①垂直離着陸軍用機オスプレイを日本から撤退させ、自衛隊への配備は行わない。米国いらないの高額兵器の購入は行わない

②在日米軍基地の移転費用に税金を投入しない

③在日米軍の実弾砲撃演習、超低空飛行訓練、夜間離発着訓練は直ちにやめる。民間空港・港の軍事利用や米軍と一体となったミサイル防衛の推進は中止する。防衛装備三原則を武器輸出三原則に戻し、武器輸出規制を強化する

④対米追従の戦争支援や「核抑止」政策を中止する。国民を戦争に強制動員する有事法制の発動も具体化も行わない

⑤米軍基地を日本からなくす

⑥日米地位協定でも負担義務のない、米軍への「思いやり予算」は直ちに廃止する

⑦在日米軍への裁判権の放棄や核持ち込みなど日米関係のあらゆる「密約」を公表、撤廃する

⑧「国民保護」法制を撤回し、新ガイドライン関連法やテロ対

策特別措置法を廃棄する

⑨米軍機、自衛隊機などの墜落事故・落下事故の徹底究明と飛行中止、被害の完全賠償を行う

⑩敵基地攻撃能力は保有しない。

3、核兵器禁止条約を発効させること

1、教育を充実させ、子どもの健全な発達を保障すること

①教育権を保障し、子どもの権利条約に基づく教育を進める。教育基本法による管理・統制教育をやめる。自治体首長の教育への管理体制を強化する「教育改革」はやめる。学習指導要領を抜本的に見直す

②学校教育の中で、地域の暮らしと文化を守る中小商工業者の姿を知らせ、地域振興の正しい知識を伝える。専門技術の継承・発展を図る教育を充実する

③「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱を強制しない。教科書検定と特定の歴史観による教科書の使用や史実に反する「戦争」教育の押し付けをやめる。銃剣道の必修化など、戦前や自衛隊で行われる軍事教練を学校に持ち込まない。自衛隊への職場体験や個人情報提供はやめる

④納税義務を一面的に教え込む「租税」教育のゆがみを正し、

①唯一の戦争被爆国として「核なき世界」の実現に貢献する

②非核三原則を法制化する。核保有国の艦船・爆撃機の日本立ち寄りに非核証明書の提出を求め

③「改正」被爆者援護法を实效あるものにし、救済が行き渡るようにする。

3、核兵器禁止条約を発効させること

1、教育を充実させ、子どもの健全な発達を保障すること

①教育権を保障し、子どもの権利条約に基づく教育を進める。教育基本法による管理・統制教育をやめる。自治体首長の教育への管理体制を強化する「教育改革」はやめる。学習指導要領を抜本的に見直す

②学校教育の中で、地域の暮らしと文化を守る中小商工業者の姿を知らせ、地域振興の正しい知識を伝える。専門技術の継承・発展を図る教育を充実する

③「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱を強制しない。教科書検定と特定の歴史観による教科書の使用や史実に反する「戦争」教育の押し付けをやめる。銃剣道の必修化など、戦前や自衛隊で行われる軍事教練を学校に持ち込まない。自衛隊への職場体験や個人情報提供はやめる

④納税義務を一面的に教え込む「租税」教育のゆがみを正し、

①国民誰もが気軽に文化・芸術を楽しめるよう予算を増やす

②文化・コミュニティーを育む公的施設の維持・増設をすすめる。公的施設の利用料を引き下げる

③文化・芸術活動を担う団体や個人の地位向上を図り、助成を強める

④存続の危機にある文化・芸術・スポーツ関連事業者が経営継続できるように支援を強化する

⑤地域が歴史的に育んできた伝統工芸・郷土文化・芸能の振興を図り、継承者の育成を進める

⑥伝統的な祭りや行事への対策を講じる

⑦スポーツ基本法の理念に基づき、国民が自主的・自発的にスポーツを楽しむ条件を拡大するための支援を強める

⑧国・公有地、河川敷などに文化・スポーツ施設を造り、休日や夜間も利用できるようにする。施設の運営を利用者・利用団体も交え民主的に行う

⑨地域のスポーツ活動を支える指導者や自主的なスポーツクラブを支援するために、運動施設を整備・確保し、助成を強める

⑩スポーツにおける暴力、パワハラ、セクハラなどをなくすための競技者や指導者、スポーツ団体、関係者の自主的な努力を支援する

⑪オリンピック・パラリンピック開催にあわせて造られた競技施設の維持負担などを地域住民に押し付けない。

四、教育・保育を充実し、文化・スポーツ振興を

苦しむ子ども、親、教師が相談できる教育委員会から独立した専任教師、スクール・カウンセラーを小・中・高校の全校に配置する。子育て支援センターや児童相談所を充実させる

⑩国の責任で教員を増やし、30人学級の早期実現と20人以下を展望した少人数学級をめざす。学校の統廃合は跡地利用も含めて地域住民の声を聞いて進める

①食育である中学校までの学校給食を無償の自校方式で実施し、地域の中小業者や農産物の活用を推進する。

2、公立保育所の廃止、民営化をやめ、公的保育を拡充すること

①認可保育所の増設、保育士の増員・待遇改善に取り組み、待機児童を直ちに解消する。子ども子育て新システムを撤回し、公的保育を後退させる幼稚園と保育園の一元化をやめる

②保育料を引き下げるとともに、保育環境の劣悪化につながる保育基準の緩和をやめる

③病児保育への支援・強化を図る

④中小業者の就業実態に見合った保育を保障し、居宅内労働への差別を廃止する

⑤無認可保育所、学童保育への公的補助を増やし、充実を図る。

3、健全な文化・芸術、スポーツを振興すること

①国民誰もが気軽に文化・芸術を楽しめるよう予算を増やす

②文化・コミュニティーを育む公的施設の維持・増設をすすめる。公的施設の利用料を引き下げる

③文化・芸術活動を担う団体や個人の地位向上を図り、助成を強める

④存続の危機にある文化・芸術・スポーツ関連事業者が経営継続できるように支援を強化する

⑤地域が歴史的に育んできた伝統工芸・郷土文化・芸能の振興を図り、継承者の育成を進める

⑥伝統的な祭りや行事への対策を講じる

⑦スポーツ基本法の理念に基づき、国民が自主的・自発的にスポーツを楽しむ条件を拡大するための支援を強める

⑧国・公有地、河川敷などに文化・スポーツ施設を造り、休日や夜間も利用できるようにする。施設の運営を利用者・利用団体も交え民主的に行う

⑨地域のスポーツ活動を支える指導者や自主的なスポーツクラブを支援するために、運動施設を整備・確保し、助成を強める

⑩スポーツにおける暴力、パワハラ、セクハラなどをなくすための競技者や指導者、スポーツ団体、関係者の自主的な努力を支援する

⑪オリンピック・パラリンピック開催にあわせて造られた競技施設の維持負担などを地域住民に押し付けない。